

令和 8 年 8 月 10 日

静岡地方最低賃金審議会

会長 畑 隆 殿

静岡地方最低賃金審議会

静岡県最低賃金専門部会

部会長 畑 隆

静岡県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 8 年 8 月 10 日、静岡地方最低賃金審議会において付託された静岡県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

加えて、本年の答申に当たっては、別紙 2 の内容について、政府に対し強く要望することも付記する。

また、別紙 3 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 6 年 10 月 1 日発効の静岡県最低賃金(時間額 1,034 円)は令和 6 年度の静岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

笹 原 恵	国立大学法人静岡大学 静岡大学 学術院 情報学領域 教授
畑 隆	学校法人常葉大学 常葉大学 経営学部 特任教授
柳 川 実	株式会社静岡新聞社 参与

労働者代表委員

内 山 千 穂	日本労働組合総連合会静岡県連合会 副事務局長
丸 山 玄 太	J A M 静岡 書記長
武 藤 憲 司	スズキ関連労働組合連合会 会長

使用者代表委員

梶 本 丈 喜	株式会社ケーイーコーポレーション 会長
鈴 木 良 則	一般社団法人静岡県経営者協会 専務理事
田 中 秀 幸	静岡県中小企業団体中央会 専務理事

静岡県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

静岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,154 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

中小企業・小規模事業者が事業を継続し、収益力改善や賃金引上げ原資の確保を図るため、政府等において諸施策の検討・実施を行うこと等の要望事項を、当専門部会として以下付記する。

- 1 中小企業・小規模事業者が賃金引上げの原資を確保するために、人件費、原材料費等の企業運営に係るコストの上昇分について価格転嫁が確実に行われるよう、取引適正化法の確実な履行、罰則強化に一層取り組むこと。官公需の価格転嫁率の向上についても、しっかり取り組むこと。加えて、価格転嫁や適正な取引は社会全体の認識と理解の必要性を広く社会全体に発信し、理解を求めていくこと。
- 2 最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対し、継続的に生産性及び収益力の向上に資する支援のほか、設備投資や研究開発費、販路拡大、人材育成、新規事業開拓など「稼ぐ力」を高めるための先行投資に資する支援を拡充すること。
- 3 中小企業・小規模事業者に対し、各種支援策の手続きに際しては事務的負担が少なく活用しやすいものとし、迅速に支援が受けられるよう改善すること。
- 4 法定3要素のうち、生計費及び企業の支払能力に影響のある円安に対し、適正な為替レートにすべく、責任ある積極財政の推進を図ること。
- 5 勤労者の当たり前の生活を担保するためのセーフティネット支援の強化策として、直接支援する現金給付を実施すること。
- 6 いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことができ、かつ、企業においても労働力が十分に確保できるよう税制を改正すること。加えて、一定の収入を超える際の就業制限につながる社会保険料負担を含む社会保障制度の抜本的な見直しを行うこと。
- 7 非正規雇用の正規雇用への転換・処遇改善、就職氷河期世代や中高年齢者の雇用・就業支援などの雇用対策を強化すること。

静岡県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

(令和 6 年度)

- (1) 件 名 静岡県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1,034 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18 ～ 19 歳 ・ 単身世帯者

(2) 対象年度

令和 6 年度

(3) 生活保護水準 (令和 6 年度)

生活保護 (生活扶助基準 (第 1 類費 + 第 2 類費 (冬期加算を除く) + 特例加算
+ 経過加算 + 冬期加算 + 期末一時扶助費) + 住宅扶助) の金額 (103,069 円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 か月換算額 (註) と上記 2 の (3) に掲げる
金額を比較すると静岡県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 か月換算額

$1,034 \text{ 円 (静岡県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)}$
 $\times 0.824 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = \underline{148,080 \text{ 円}}$